

令和7(2025)年度

介護サービス事業者に対する集団説明会

〔（介護予防）訪問看護〕



栃木県保健福祉部指導監査課

資料の構成

各ページごとに **事例** **指導・ポイント** **基準** の順に掲載しています。

※音声の説明は原則、事例及び指導・ポイントについて行います。基準は、必要に応じてご自身で確認してください。

※説明内容を示すページと事例等を掲載するページの2ページごとのセットになっております。なお、追加の資料等がある場合は3ページ以上になっている場合もあります。

運営に関する基準

1 訪問看護計画書及び 訪問看護報告書の作成

事例

- 訪問看護報告書を作成していない。

指導・ポイント

- 訪問看護を提供した際には、訪問日、提供した看護内容等を記録した訪問看護報告書を作成すること。
- 定期的に主治医に訪問看護報告書を提出すること。

基準

【居宅基準省令第70条第5項】

【居宅基準解釈通知第3の三の3(5)⑦～⑩】

2 心身の状況等の把握

事例

- 当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者が開催するサービス担当者会議に出席しているが記録がない。

指導・ポイント

- サービス担当者会議の記録を作成すること。
- 当該記録には、サービス担当者会議において把握した利用者の心身の状況、置かれている環境、他のサービスの利用状況等のほか、会議日時、参集者等の情報について記載すること。
(居宅介護（介護予防）支援事業者から会議録の写しを求めることでも差し支えない。)

基準

【居宅基準省令第74条で準用する第13条】

3 衛生管理等

事例

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていない。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施していない。

指導・ポイント

- 上記委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 上記指針を整備すること。
- 上記研修及び訓練を定期的にそれぞれ実施すること。

基準

【居宅基準省令第74条で準用する第31条第3項】 【居宅基準解釈通知第3の一の23②】

4 秘密保持等

事例

- サービス担当者会議等において、利用者家族の個人情報を用いる場合の同意について、利用者の代理人のみの立場から同意を得ていた。

指導・ポイント

- サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を使用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。

基準

【居宅基準省令第74条で準用する第33条第3項】

介護報酬

1 複数名訪問加算

事例

- 同時に2名の看護師により訪問看護を実施している事案について、利用者から同意を得ているとのことだが、その旨の記録がない。

指導・ポイント

- 同時に複数の看護師等により訪問看護を行い加算を算定する場合は、利用者又はその家族の同意を得て、その旨を記録すること。

基準

【利用者等告示第5号】

2 ターミナルケア加算（1 / 2）

事例

- ターミナルケアに係る計画を作成し、利用者及びその家族の同意を得ているとのことだが、当該計画にターミナルケアの提供が明示されておらず、ターミナルケアについて同意を得ているのか確認できない。

指導・ポイント

- ターミナルケアに係る計画及び支援体制をターミナル計画に明示すること。
また、利用者及びその家族等に対して計画の説明を行い、同意を得てからターミナルケアを行うこと。

基準

【大臣基準告示第8号口】

2 ターミナルケア加算 (2 / 2)

事例

- ターミナルケア提供時の訪問看護記録書に、ケアの概略しか記載されていない。

指導・ポイント

- ターミナルケア提供時の訪問看護記録書には、終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録など、報酬留意事項通知に列挙された事項を丁寧に記録すること。

基準

【居宅報酬留意事項通知第2の4(21)】

資料の確認報告のお願い

集団説明会の資料を確認された方は、確認報告をお願いします。

本動画掲載ページと同じページに、確認報告へのリンクを用意しておりますので、案内に従って入力をお願いします。

報告期限は、令和8年6月30日（火）となっています。

- ※ 資料の掲載は、報告期限後も一定期間継続しますのでご活用ください。
- ※ 確認報告につきましては、報告いただいたかを後日照会する場合がございます。